

令和7年度 立川市熱中症予防対策対応方針

令和7年7月17日
立川市熱中症対策推進本部

気候変動の影響により、全国的に熱中症による被害が増加する中、国においては気候変動適応法(平成30年法律第50号)の一部改正により、これまでの熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)に加え、令和6年4月から新たに、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の運用が開始されました。

立川市では、危険な暑さから市民等(事業に関連する事業者や団体なども含む)の命と健康を守るため、立川市熱中症対策推進本部において、市の熱中症予防対策の対応方針を定め、全庁横断的な取組を推進することといたします。

1. 熱中症予防対策の基本的考え方

- 危険な暑さから市民等の命と健康を守り、地域の安全・安心を確保します。特に、子どもや高齢者など、暑さへの注意や配慮が必要な市民への対策を強化します。
- 主に市民等が参加する事業(イベント等を含む)において、3段階別に対応を整理します。
 - 第1段階 事前の対応
 - 第2段階 熱中症発生の危険性が高くなったときの対応
 - 第3段階 熱中症発生の危険性が特に高くなったときの対応
- 対応にあたっては、国や東京都の方針等を踏まえ、公表される暑さ指数(WBGT)や熱中症に関する様々なデータの活用を図るとともに、適宜柔軟な事業運営に努めます。

2. 段階別熱中症予防対策

(1) 第1段階 熱中症予防対策における事前の対応

1) 周知・啓発

- 市のホームページや広報紙、SNSなど、さまざまな媒体を活用して、涼しい環境で過ごす(適切なエアコンの使用)、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとる、無理な運動は行わないなど、広く注意喚起を行います。

2) 「立川ひと涼みスポット」の設置

- 気軽に涼み所として休憩できる場として、市内公共施設や協力店舗など約250か所に「立川ひと涼みスポット」を設置します。

3) 市の主催事業

- 屋内で実施する事業については、事前の案内や通知において、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の周知や注意喚起を行います。
- 屋外で実施する事業については、参加者へ熱中症予防対策の周知や注意喚起を行うとともに、熱中症発生の危険性が高まったときに備え、事業の縮小や中止・延期も想定した運営変更の準備を整えます。
- 市民等が参加する協議会等(委員会、審議会等)の開催については、可能な範囲で気温の上昇する時期や時間帯を避けた日程を設定するとともに、熱中症発生の危険性が高まったときに備え、Webや書面開催への変更についても検討します。

- 市の委託事業等については、受託事業者に対し、事業者の義務として従事者に対する熱中症予防対策を求めるとともに、熱中症発生の危険性が高まったときに備え、事業の縮小や中止・延期も想定した運営変更について協議を行います。

4) 市の共催事業・地域の主催事業等

- 屋内で実施する事業については、主催者側に、事前の案内や通知において、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の周知や注意喚起を行うよう依頼します。
- 屋外で実施する事業については、主催者側に、参加者へ熱中症予防対策の周知や注意喚起を行うとともに、熱中症発生の危険性が高まったときに備え、事業の縮小や中止・延期も想定した運営変更を検討するよう依頼します。

5) 特に注意や配慮を必要とする市民への対応

- 子ども関連事業については、日ごろから職員等が健康観察や見守りを通じて、子どもたちへの熱中症予防対応や保護者への注意喚起を行うとともに、各施設に保冷剤等を常備しておくようにします。
- 小中学校の学校教育については、東京都教育委員会の指針等に基づき、日ごろから児童生徒への熱中症予防対応を図るとともに、熱中症予防情報サイトを教職員用タブレットに表示するなど、情報収集に努めます。
- 高齢者等への対応については、さまざまな機会や場面を活用して、涼しい環境で過ごす(適切なエアコンの使用)、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとる、無理な運動は行わないなどの注意喚起を行います。

(2) **第2段階** 熱中症発生の危険性が高くなった場合の対応

【熱中症警戒アラート発表を想定】

1) 周知・啓発

- すでに熱中症予防対策の周知・啓発として活用しているさまざまな媒体に加え、立川見守りメール(登録者対象)や市防災行政無線を通じて、環境省・気象庁から発表される熱中症警戒アラートの情報※を提供し、注意喚起を促します。
※環境省熱中症予防サイト、立川市熱中症予防 HP などを紹介

2) 「立川ひと涼みスポット」の運用

- 気軽に涼み所として休憩できる場として、市内公共施設や協力店舗など約 250 か所の「立川ひと涼みスポット」を運用します。

3) 市の主催事業

- 屋内で実施する事業については、参加者に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能な範囲で時間短縮や実施日時の変更などの対応を図ります。
- 屋外で実施する事業については、参加者に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能な範囲で屋内実施への変更や、時間短縮、中止・延期などの対応を図ります。
- 市民等が参加する協議会等(委員会、審議会等)の開催については、可能な範囲で開催時間の短縮のほか、Web や書面開催への変更などの対応を図ります。

- 市の委託事業等については、受託事業者に対し、事業者の義務として従事者に対する熱中症予防対策の徹底を求めるとともに、可能な範囲で事業の縮小や中止・延期などの対応を図ります。

4) 市の共催事業・地域の主催事業等

- 屋内で実施する事業については、主催者側に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能な範囲で時間短縮や実施日時の変更などを依頼します。
- 屋外で実施する事業については、主催者側に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能であれば屋内実施への変更や、時間短縮、中止・延期などを依頼します。

5) 屋外スポーツ施設の貸出

- 事前払いの屋外スポーツ施設の貸出については、利用者(主催者)からの熱中症のリスクを理由とする当日キャンセルの申出に対し、利用料について還付対応を行います。

6) 特に注意や配慮を必要とする市民への対応

- 子ども関連事業については、職員等が健康観察や見守りを通じて、子どもたちへの熱中症予防対策を徹底するとともに、外遊びや激しい運動を中止するなど、活動の一部を制限します。
- 小中学校の学校教育については、東京都教育委員会の指針等に基づき、児童生徒への熱中症予防対策を徹底するとともに、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避けるようにします。なお、暑さ指数 31 以上の場合は、原則、運動を中止します。
- 高齢者等への対応については、さまざまな機会や場面を活用して、涼しい環境で過ごす(積極的なエアコンの使用)、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとる、不要不急の外出は避ける、無理な運動は行わないなどの注意喚起を徹底します。

(3) **第3段階** 熱中症発生の危険性が特に高くなった場合の対応

【熱中症特別警戒アラート発表または東京都独自ルールによる市内暑さ指数 35 以上を想定】

1) 周知・啓発

- すでに熱中症予防対策の周知・啓発として活用しているさまざまな媒体に加え、立川見守りメール(登録者対象)や市防災行政無線を通じて、環境省・気象庁から発表される熱中症特別警戒アラートの情報*を提供し、注意喚起を促します。
※環境省熱中症予防サイト、立川市熱中症予防 HP などを紹介

2) 立川ひと涼みスポットの運用

- 気軽に涼み所として休憩できる場として、市内公共施設や協力店舗など約 250 か所の「立川ひと涼みスポット」を運用します。

3) 市の主催事業

- 屋内で実施する事業については、参加者に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能な範囲で時間短縮や実施日時の変更などの対応を図ります。

- 屋外で実施する事業については、可能であれば屋内実施への変更や、中止・延期などの対応を図ります。
- 市民等が参加する協議会等(委員会、審議会等)の開催については、原則、Webや書面開催への変更または開催日時の変更などの対応を図ります。
- 市の委託事業等については、受託事業者に対し、事業者の義務として従事者に対する熱中症予防対策の徹底を求めるとともに、事業の中止・延期などの対応を図ります。

4) 市の共催事業・地域の主催事業等

- 屋内で実施する事業については、主催者側に、水分・塩分の補給やこまめな休憩をとるなど、熱中症予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、可能な範囲で時間短縮や実施日時の変更などを依頼します。
- 屋外で実施する事業については、主催者側に、可能であれば屋内実施への変更や、中止・延期などを依頼します。

5) 屋外スポーツ施設の貸出

- 事前払いの屋外スポーツ施設の貸出については、利用者(予約者)からの熱中症のリスクを理由とする当日キャンセルの申出に対し、利用料について還付対応を行います。

6) 特に注意や配慮を必要とする市民への対応

- 子ども関連の施設や事業、小中学校については、臨時的に次の対応を図ります。

施設名	前日午後2時に、熱中症特別警戒アラートが発表された場合
市立小・中学校	翌日は臨時休業
学校開放事業	翌日は屋外の午前及び午後区分の開放を休止
幼稚園	学校に準じた対応を基本とする ※預かり保育等については、各園に確認いただくよう周知する
保育園／ドリーム学園	できうる対策を講じたうえで、原則として、翌日は通常どおり開園
学童保育所	できうる対策を講じたうえで、原則として、翌日は午前8時から開所 ※登・降所中の児童の安全確保のため、保護者に送迎をお願いする
放課後子ども教室・くるプレ	翌日は臨時休止
児童館	原則として、翌日は午前9時から開館 ※ただし、遊びの内容を制限するなど、熱中症予防を優先する
児童館ランドセル来館事業	翌日は登校がないため、臨時休止
子育てひろば	臨時休止の場合があるため、市ホームページ等で確認いただくよう周知する
たまがわ・みらいパーク／西立川児童会館	プログラムにより臨時休止の場合があるため、電話等で事前に確認いただくよう周知する

- 高齢者等への対応については、さまざまな機会や場面を活用して、涼しい環境で過ごす(積極的なエアコンの使用)、水分・塩分補給やこまめな休憩をとる、不要不急の外出は避ける、無理な運動は行わないなどの注意喚起を徹底します。

<参考>

○熱中症予防情報サイト(環境省)

環境省



○東京都熱中症対策ポータルサイト(東京都)

東京都



○みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！(こども家庭庁)

こども家庭庁



○教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について
(こども家庭庁ほか)

PDF 版

